

28年度「法科大学院」志願者数 20.2%減で、初の“8,000人台”！ 中教審、法科大学院「適性試験」調査報告で、 各大学院の“任意化”を提起！

旺文社 教育情報センター 28年6月

法曹養成の中核的な教育機関として16年度に創設された法科大学院の28年度入試は、入学定員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数のいずれも過去最低を更新した。

志願者数は前年度比20.2%減の8,274人で、初めて1万人を割った。募集停止26校、廃止3校となった28年度入試は、ピーク時の61%に当たる45校、入学定員2,724人で実施され、入学者数は1,857人、入学定員充足率68%だった。

他方、法科大学院志願者に課せられている「適性試験」について、中教審特別委員会の検討グループは、調査結果などを踏まえ、各法科大学院の“任意化”を報告している。

ここでは、法科大学院入試や予備試験の実態、適性試験の調査報告などについてまとめた。



<法科大学院の入試状況>

○ 入学定員

◆ 定員削減と募集停止による減員

法科大学院の入学定員は、創設時の16年度(法科大学院募集校数68校)が5,590人で、17年度～19年度(募集校数:17年度～22年度74校)の5,825人を最多に、20年度5,795人、21年度5,765人と創設から5年間は5,000人台後半で推移していた。

しかし、中教審の法科大学院特別委員会(以下、法科特別委)の『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について』(21年4月。以下、『21年改善方策』)における入学定員の適正化に向けた提言を受け、22年度以降は毎年度、入学定員(募集人員)の減員がみられる。

入学定員はまず、22年度に4,909人と5,000人を割り、23年度には募集停止1校(募集校数73校)もあって4,571人、24年度(同)は定員削減で4,484人に減員。25年度は新たな募集停止4校(募集校数69校)などで4,261人、26年度は新たな募集停止2校(募集校数67校)などで3,809人。27年度は新たな募集停止が13校に急増(募集校数54校)したことなどから、入学定員は3,169人に激減した。28年度は新たな募集停止9校が加わり、募集校数は45校(ピーク時<17年度～22年度>74校の60.8%)、入学定員2,724人(ピーク時<17年度～19年度>5,825人の46.8%)まで減員された。(図1・図2参照)

◆ 募集停止、廃止

法科大学院の入学定員の適正化や組織の見直し等については、中教審の『21年改善方策』提言等を踏まえ、22年度以降これまでに全ての法科大学院で入学定員の削減等が実施されてきた。そうした中、最大74校(17年度～22年度)あった法科大学院は、28年度までに、次の29校が募集停止(「廃止」3校含む)となっている。(図1参照)

1. 23年度から募集停止(1校)

- ① 姫路獨協大 * 25年3月末をもって「廃止」。

2. 25年度から募集停止(4校)

- ① 大宮法科大学院大 / ② 明治学院大 / ③ 駿河台大 / ④ 神戸学院大
* 神戸学院大は27年3月末、大宮法科大学院大は28年3月末をもって「廃止」。

3. 26年度から募集停止(2校)

- ① 東北学院大 / ② 大阪学院大

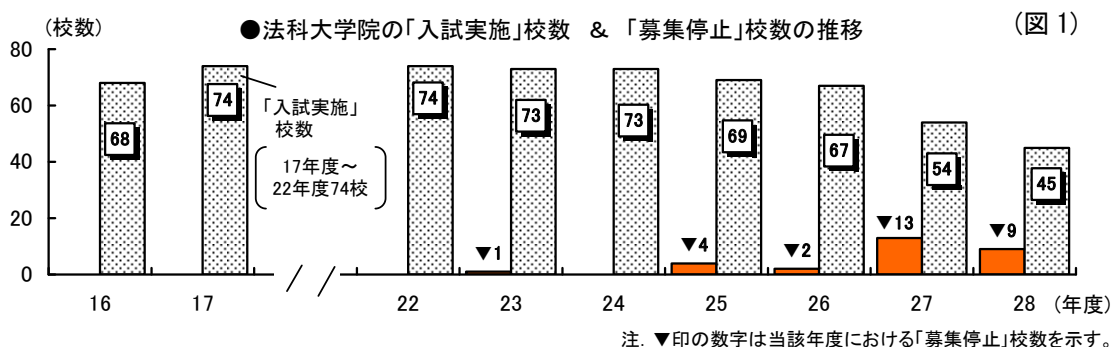
4. 27年度から募集停止(13校)

- 国立5校：① 新潟大 / ② 信州大 / ③ 島根大 / ④ 香川大<香川大・愛媛大連合法務研究科> / ⑤ 鹿児島大
- 私立8校：① 白鷗大 / ② 獨協大 / ③ 大東文化大 / ④ 東海大 / ⑤ 関東学院大 / ⑥ 龍谷大 / ⑦ 広島修道大 / ⑧ 久留米大

5. 28年度から募集停止(9校)

- 国立2校：① 静岡大 / ② 熊本大
- 私立7校：① 國學院大 / ② 東洋大 / ③ 神奈川大 / ④ 山梨学院大 / ⑤ 愛知学院大 / ⑥ 中京大 / ⑦ 京都産業大

なお、「募集停止」については、29年度以降の名城大と成蹊大、30年度以降の北海学園大がそれぞれ表明しているが(28年5月現在)、今後更に増えることもあり得る。



○ 志願者数

法科大学院の志願者数(延べ数。以下、同)は、創設された16年度の7万2,800人を最多に、17・18年度は約4万人まで一気に激減した。

19年度は前年度より12%ほど増加して約4万5,000人まで回復したが、その後は20年度に4万人割れ、21年度に3万人割れと大幅に減少。22・23年度は2万人前半を維持したものの、24年度は2万人割れ、25年度は1万人前半まで減少し、26年度は1万

1,000人台に低迷。27年度は募集停止の激増などから志願者数はさらに減少し、1万370人とかろうじて1万人台に留まった。

28年度は、募集停止校が更に拡大したことや民間の就職状況が好転したこと、弁護士の就職状況が依然厳しいことなどから、前年度より2,096人(20.2%)減少の8,274人で、初の8,000人台となった。この志願者数は、これまで最多であった創設時の11.4%まで減少したことになる。(図2参照)

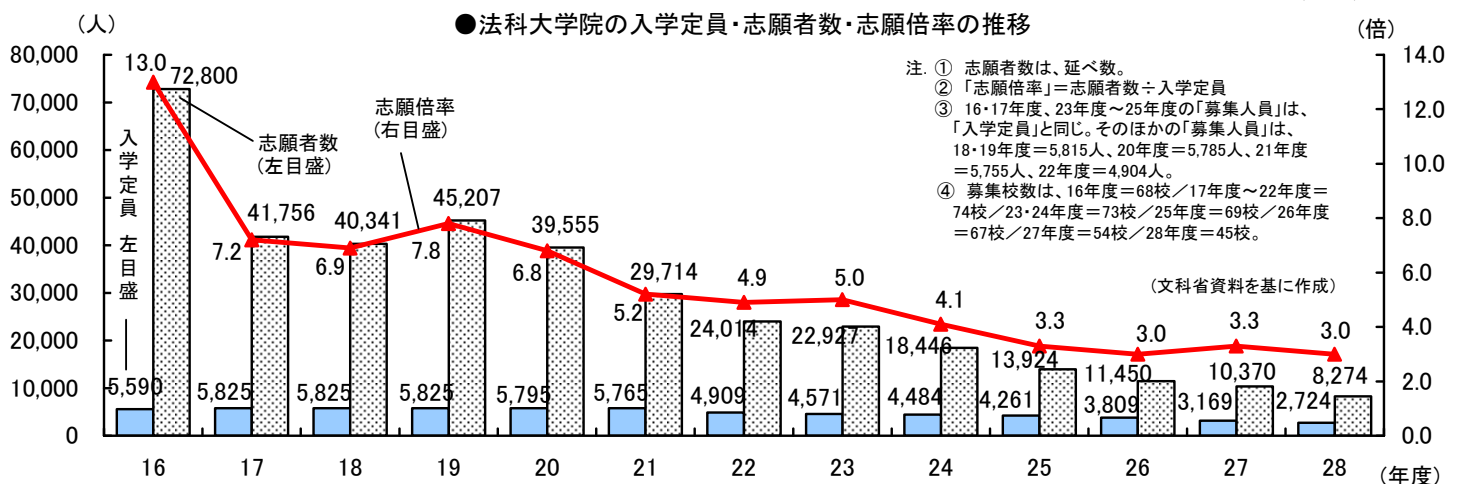
○ 志願倍率

志願倍率(志願者数÷入学定員)は、ここ数年の募集停止の増加と定員削減による入学定員の減少以上に志願者数が大幅に減少したため、これまで低下傾向が続いている。

志願倍率のこれまでの推移を概観すると、16年度の13.0倍を最高に、17年度～20年度は7倍前後、21年度～23年度は5倍前後であったが、24年度は4倍台、25年度以降は3倍前半まで低下している。27年度は志願者数の減少以上に、入学定員が大幅に減少したため、志願倍率は前年度より0.3ポイント上昇の3.3倍と、4年ぶりにアップした。

しかし、28年度は前述のように志願者数の大幅減で前年度より0.3ポイント低下し、再び3.0倍になった。(図2参照)

(図2)



○ 受験者数

受験者数(延べ数。以下、同)は、前記の志願者数とほぼ同様の動きで減少している。

受験者数は創設当初の16年度の4万810人を最多に、17・18年度は約3万人まで急激に減少した。19・20年度は若干増加して3万1,000人台であったが、21年度～23年度は2万人台で毎年度減少。24年度は約1万7,000人、25年度は約1万2,000人で、26年度はさらに減少して1万267人と、かろうじて1万人台をキープした。27年度は、前年度比8.9%減となる9,351人で、創設以来、初めて1万人を割り込んだ。

28年度は、志願者数の減少率(20.2%)とほぼ同様の減少率19.5%で7,528人となり、創設時の18.4%まで減少した。(図3参照)

○ 合格者数

合格者数(延べ数。以下、同)は、16年度の9,171人から18年度の1万6人まで増加し、

その後は毎年度減少している。19年度～21年度 9,000人台、22・23年度 7,000人台、24年度 6,500人台、25年度 5,600人台で、26・27年度は5,000人台前半まで減少した。

28年度はさらに減少し、ピーク時(18年度)より5,964人(59.6%)少ない4,042人となり、5,000人を割った。(図3参照)

○ 競争倍率

競争倍率(受験者数÷合格者数)は、受験者数の減少に連動して24年度以降、毎年度低下傾向を示している。

競争倍率は16年度の4.45倍を最高に、17年度～20年度は3倍前後、21年度～23年度は2倍台後半に低下。23年度はやや上昇したものの、24年度2.53倍、25年度2.20倍、26年度2.00倍と、21年度～26年度まで2倍台に低迷。27年度は、初めて2倍を割る1.87倍まで低下した。

28年度は5年連続低下で1.86倍と、過去最低を更新した。(図3参照)

◆ 競争性の確保

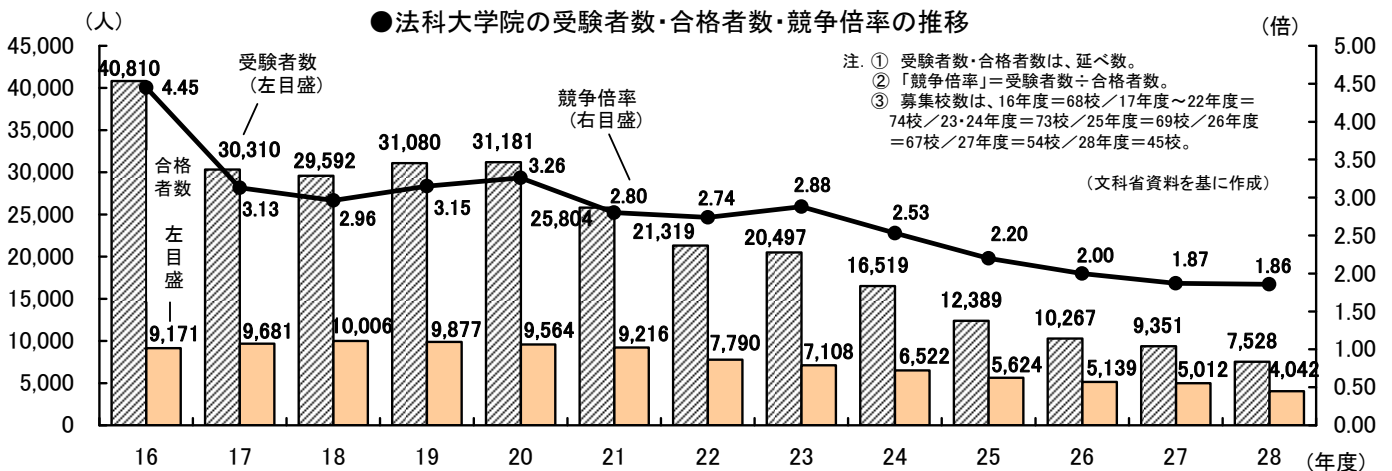
中教審の法科特別委は『21年改善方策』で、入学者の質保証に係る入学者選抜の競争性の観点から、「相応の競争原理がはたらき、適正な入学者選抜が確保できる」と考えられる競争倍率は“2倍以上”が必要と指摘している。

「競争倍率2倍未満」の法科大学院は、21年度42校(74校中)、22年度40校(同)にのぼり、数年前は半数以上の法科大学院が競争的環境とは言い難い状況で入試を行っていた。

そうした中、各法科大学院は中教審の『21年改善方策』提言を受けて定員削減を行った。その結果、「競争倍率2倍未満」の法科大学院は、23年度19校(73校中26.0%)、24年度13校(同、17.8%)、25年度7校(69校中10.1%)と改善されたが、26年度は23校(67校中34.3%)に激増。特に国立大は25年度0校から5校に急増し、私立大も25年度7校から18校に増加した。27年度は、国立大9校、公立大1校、私立大22校の合計32校(54校中59.3%)にのぼり、さらに増加した。

28年度は競争倍率1倍台の低倍率校中心に募集停止が増え、「競争倍率2倍未満」は国立大6校、公立大1校、私立大13校の合計20校(45校中44.4%)に減少した。(表1参照)

(図3)



○ 入学者数

入学者数は、これまで最多の18年度(5,784人)以外、毎年度減少している。

入学者数の推移をみると、16年度～19年度まで、17年度の約5,500人を除き5,700人台、20年度は約5,400人である。21・22年度は4,000人台、23・24年度は3,000人台、25年度は2,000人台後半、26・27年度は2,200人台まで減少した。

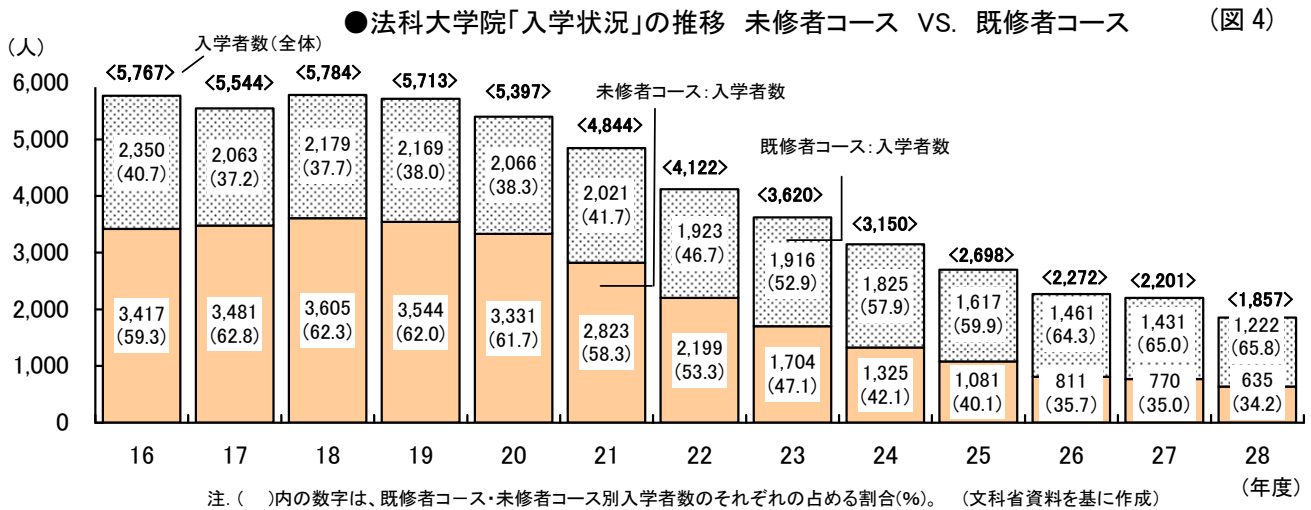
28年度は前年度より344人(15.6%)減少して1,857人と、初めて2,000人を割って、18年度ピーク時の32.1%まで減少した。(図4参照)

◆「法学未修者」、「法学既修者」別の入学状況

“多様な人材養成”を目指す「法学未修者コース」(3年制。以下、未修者コース)の入学者数の推移をみると、16年度～18年度まで増加し、19年度以降は毎年度減少している。

未修者コースの入学者数は、18年度の3,605人(全入学者数に占める割合62.3%)をピークに、19・20年度は3,000人台(同60%強)、21・22年度は2,000人台(同50%台)である。23年度の未修者コースは1,704人(同47.1%)となり、「法学既修者コース」(2年制。以下、既修者コース)の入学者数(1,916人、占有率52.9%)を創設以来、初めて下回った。24年度以降も未修者コースの入学者数は既修者コースの入学者数を下回り、全入学者に占める割合も26年度以降は30%台に低下している。

28年度の未修者コース入学者数は635人(占有率34.2%)、既修者コースは1,222人(同65.8%)で、未修者コースの入学者はピーク時の17.6%まで減少している。(図4参照)



◆「社会人」の入学状況

「社会人」入学者数は16年度の2,792人(全入学者の48.4%)を最多に、18年度～21年度が1,000人台、22年度に1,000人を割り、26年度は500人を割った。27年度は405人、28年度は363人(全入学者の19.5%)となり、16年度の13.0%まで激減している。

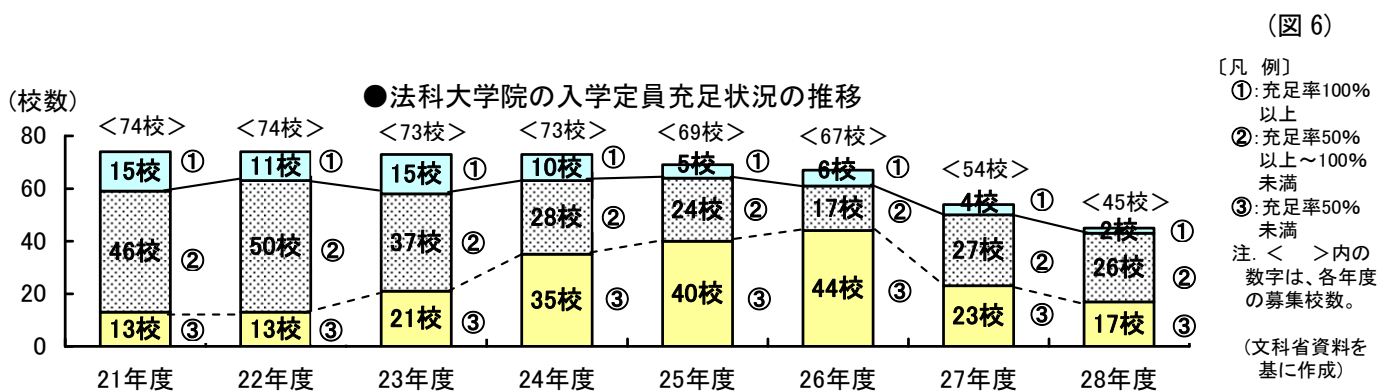
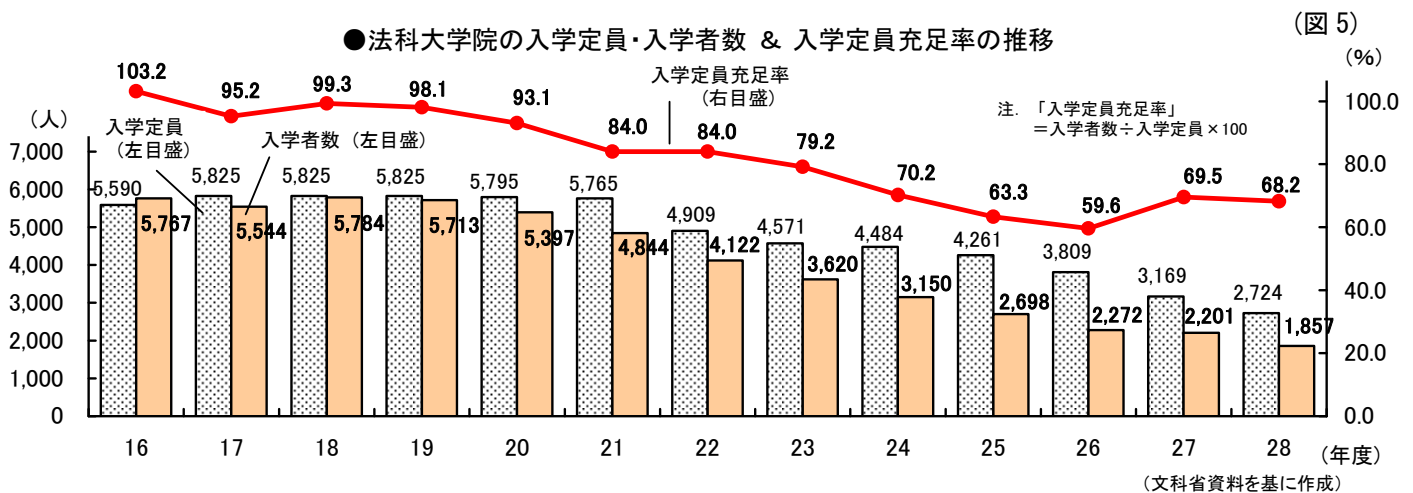
○ 入学定員充足率

法科大学院の入学定員充足率(入学者数÷入学定員×100)を全体の平均でみると、創設時の16年度のみが103.2%で定員を充たしているが、その後は17年度～20年度90%台、

21・22年度 80%台、23・24年度 70%台、25年度 60%台、26年度 59.6%と 60%を割った。27年度は急増した募集停止と入学定員削減によって前年度より 9.9 ポイント上昇の 69.5%に改善されが、28年度は 2 年ぶりに 1.3 ポイント下降して 68.2%だった。(図 5 参照) 法科大学院ごとに、最近の入学定員充足率をみってみる。

まず、充足率 100%以上の法科大学院は、21年度 15校(74校中) → 22年度 11校(同) → 23年度 15校(73校中) → 24年度 10校(同) → 25年度 5校(69校中) → 26年度 6校(67校中) → 27年度 4校(54校中) → 28年度 2校(45校中)と、28年度は 21・23年度(ともに充足率 100%以上が 15校)の 13%まで減っている。28年度の充足率 100%以上の 2校は、国立の一橋大(充足率 104%)と私立の甲南大(同 125%)である。

次に、充足率 100%未満、つまり“入学定員割れ”の法科大学院は、21年度 59校(募集校数に占める割合 79.7%) → 22年度 63校(同 85.1%) → 23年度 58校(79.5%) → 24年度 63校(同 86.3%) → 25年度 64校(同 92.8%) → 26年度 61校(同 91.0%) → 27年度 50校(同 92.6%) → 28年度 43校(同 95.6%)と、25年度～28年度は 9割以上が“入学定員割れ”状態である。また、“充足率 50%未満”の校数は、21年度 13校(募集校数に占める割合 17.6%) → 22年度 13校(同 17.6%) → 23年度 21校(28.8%) → 24年度 35校(同 47.9%) → 25年度 40校(同 58.0%) → 26年度 44校(同 65.7%) → 27年度 23校(同 42.6%) → 28年度 17校(同 37.8%)と、28年度は好転している。(表 1・図 6 参照)





<「適性試験」の調査報告>

○ 「適性試験」の位置付け

法科大学院の入学者選抜では、「入学者の適性を適確かつ客観的に評価する」（専門職大学院設置基準第 20 条）とする規定を踏まえ、公平性、開放性、多様性という法科大学院の基本理念に基づいた選抜とするため、統一的な「適性試験」を全ての出願者に課している。

統一的な「適性試験」は法律学の学識ではなく、法科大学院における学修の前提として要求される資質を判定する試験である。

○ 「適性試験」の現状と課題

◆ 経緯

統一的な「適性試験」は、16 年度の法科大学院開学に先立ち、15 年度から実施されている。15 年度～22 年度までは大学入試センターと適性試験委員会の 2 機関がそれぞれ個別に実施していた。

23 年度以降は、適性試験管理委員会が「法科大学院全国統一適性試験」（以下、適性試験）として年 2 回(5 月～6 月)実施している。

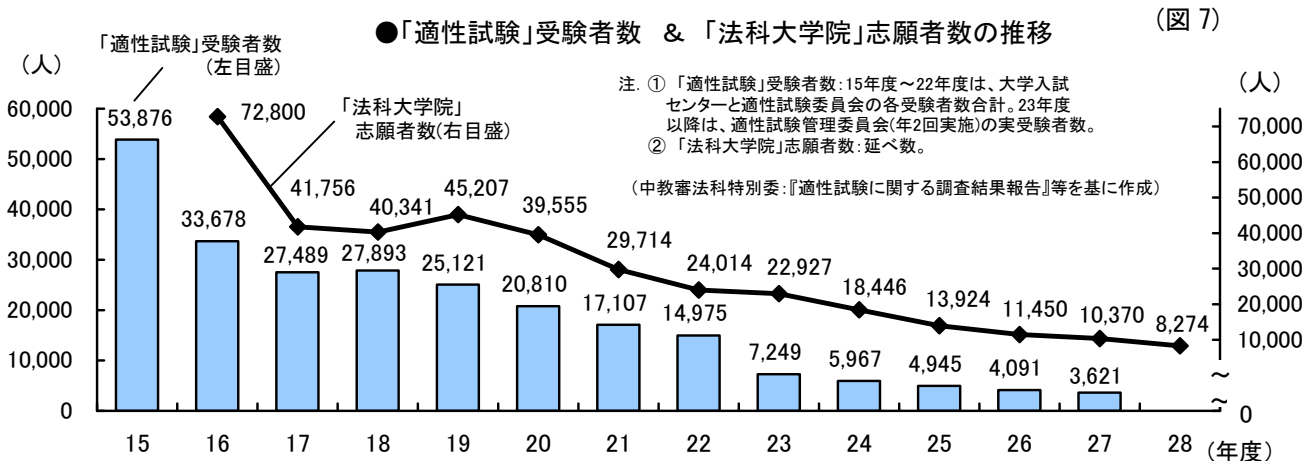
◆ 現状と課題

◎ 受験者数の減少

適性試験を導入した 15 年度の受験者数は約 5 万 4,000 人（以下、22 年度までは 2 機関の受験者数合計）であったが、16 年度は約 3 万 4,000 人に減り、17・18 年度 2 万 7,000 人台、19・20 年度 2 万人台、21 年度約 1 万 7,000 人で、2 機関実施の最終年度に当たる 22 年度は導入時の 4 分の 1 程度の約 1 万 5,000 人であった。

実施機関が 1 本化された 23 年度は約 7,200 人(年 2 回実施の実受験者数。以下、同)で、24 年度約 6,000 人 → 25 年度約 4,900 人 → 26 年度約 4,100 人 → 27 年度約 3,600 人と、1 本化された以降も受験者数は 4 年間で半減している。(図 7 参照)

上記のような適性試験の受験者数の減少傾向は、前述したような法科大学院の志願者数の減少によるものであるが、適性試験や法科大学院を経由しないで司法試験を受験する、所謂「予備試験」組(後述)の増加も大きく影響しているといえる。



◎ 適性試験の活用状況調査

文科省は 27 年 10 月、各法科大学院(28 年度学生募集実施の 45 校)に対して、「法科大学院の入学者選抜における適性試験の活用状況調査」を実施した。

● 法学未修者・既修者別の適性試験の有用性 (図 8 参照)

当調査による適性試験の有用性については、次のような結果が報告されている。

適性試験の各法科大学院入学者選抜における有効性について、“未修者”については「否定的(56%)と肯定的(44%)がそれぞれほぼ 6 対 4 となる双方の回答」があり、“既修者”については「否定的(86%)が肯定的(14%)を大きく上回る回答」となっている。

また、未修者・既修者の入学者選抜とも、肯定的、否定的な意見として、次のような意見を挙げている。

【肯定的意見】・「適性」の測定が可能／・著しく成績の悪い者を判別することが可能(適性試験の活用:総受験者の下位から 15%程度を統一的な入学最低基準点として設定。法科特別委の『21 年改善方策』)

【否定的意見】・「適性」を判定する試験として機能していない／・学内成績や司法試験合格率との相関が認められない／・他の試験により代替可能／・受験者の負担感

● 適性試験の考慮割合

当調査では、入学者選抜における適性試験の「考慮割合」について、“未修者”では「多くの法科大学院(62%)で 3 割未満」、「既修者」では「大半の法科大学院(93%)で 3 割未満」となっている。

● 適性試験と法科大学院の志願者確保

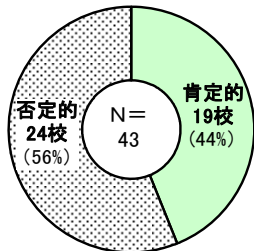
当調査は、適性試験が法科大学院の志願者確保に与える影響についても調べている。大半(91%)の法科大学院が、適性試験が「志願者確保の“障害”となっている面がある」と回答している。具体的な理由として、次のような面を挙げている(複数回答)。

【障害となっている理由】・適性試験の実施時期<年 2 回、5 月～6 月>(80.0%)／・適性試験の受験料<各回それぞれ 21,600 円(税込)>(46.7%)／・試験の実施場所や実施回数(66.7%)／・社会人経験者が得点を取りにくい試験であること(48.9%)／・その他(24.4%)

(図 8)

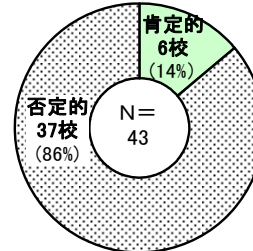
● 適性試験の有用性についての法科大学院の見解

< 法学未修者の選抜と適性試験 >



- 【肯定的な意見】**
- 「適性」の測定が可能／●未修者の選抜には必要
 - 著しく成績の悪い者を判別することが可能
- 【否定的な意見】**
- 「適性」を測定する試験として機能していない
 - 学内成績や司法試験合格率との相関が認められない
 - 他の試験により代替可能
 - 受験者の負担感

< 法学既修者の選抜と適性試験 >



- 【肯定的な意見】**
- 「適性」の測定が可能
 - 著しく成績の悪い者を判別することが可能
- 【否定的な意見】**
- 「適性」を測定する試験として機能していない
 - 学内成績や司法試験合格率との相関が認められない
 - 他の試験により代替可能
 - 受験者の負担感

〔中教審法科特別委:『適性試験に関する調査結果報告』を基に作成。〕

<「適性試験」の“任意化”>

○ 「ガイドライン」策定、「認証評価」等による適確判定の担保

中教審法科特別委の適性試験の在り方に関する検討グループは28年5月、『統一適性試験の在り方に関する調査検討結果報告』（28年3月）において、法科大学院の入学者選抜の実態、適性試験の調査結果などを踏まえて、適性試験の在り方を法科特別委に報告した。

適性試験の改善方策については、ほぼ全ての法科大学院が、既修者、未修者の別枠で選抜を行っていることから、既修者と未修者に分けて、次のような改善方策を提起している。

◆ 法学既修者の選抜

検討グループは、前述したような法科大学院の入学者選抜の実態や適性試験に対する各法科大学院の見解などを踏まえ、「**法学既修者選抜において、適性試験の利用を各法科大学院の“任意”とすべきである**」としている。

ただ、適性試験を利用しない場合は、各法科大学院で受験者の適性を適確かつ客観的に判定するために次のような取組が必要であり、また、認証評価機関の評価による適正な入学者選抜を担保すべきであるとしている。

<法学既修者の適性を適確かつ客観的に判定するための選抜方法>

- 法科大学院の履修の前提として要求される資質を判定するため、法律科目試験では、特に憲法、民法、刑法に関する科目については、「短答式問題」のみでは不十分であり、「論述式問題」を含め、資質を適確に判定しうる形で出題すること。
- 資質を適確に判定するため、法律科目試験に加え、様々な方法・観点による入学者選抜となるよう工夫すること（後述の「ガイドライン」の一部活用も考えられる）。
- 各法科大学院は、各選抜方法によって、どのような能力を判定しているのかという点に加え、出題の趣旨についても公表すること。
- 選抜方法の特性を考慮しつつ、配点や採点基準等を、客観的な判定が可能となるよう明確に定めるとともに、これらについても可能な限り公表すること。

なお、適性試験の利用の有無に関わらず、入学者の質の確保のため、各法科大学院において「競争倍率」を維持（目安：2倍）することが必要であるとしている。

◆ 法学未修者の選抜

検討グループは、法学未修者の選抜について、多様なバックグラウンドをもつ人材を多数法曹に受け入れる観点から、法律科目試験を課すことは不適切であり、それ以外の方法で法科大学院における履修の前提として要求される「判断力、思考力、分析力、表現力」等の資質を評価することが必要であるとしている。

適性試験の利用については、既修者選抜で“任意”とした場合、未修者選抜のみに適性試験を課すことは“現実的な選択肢ではない”としている。

更に、入学者選抜の実態や適性試験を巡る活用状況調査、各法科大学院の見解なども踏まえ、「**法学未修者についても、適性試験の活用を法科大学院の“任意”とすべきである**」としている。その場合、受験者の適性を適確かつ客観的に判定することが必要で、文科省による入学者選抜の「ガイドライン」策定と、認証評価機関によるガイドラインを踏まえた「認証評価」で、適正な判定を担保すべきであるとしている。

ガイドラインに記載すべき主な内容として、次のような事項を挙げている。

＜法学未修者の選抜に係るガイドライン＞

- 入学者選抜に当たっては、公平性、開放性、多様性の確保を旨として、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を、適確かつ客観的に試すことが必要であること。
- その際、各法科大学院が創意工夫をこらし、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を行うことが重要であること。
- 各法科大学院で適性試験の過去の問題を活用するなどして適性試験に類する試験を作成することも考えられるが、これらを実施しない場合は、小論文・筆記試験、口述・面接試験、書面審査（学部成績、活動実績、志望理由・自己評価、能力証明資料等）等を組み合わせて実施するなど、各法科大学院の創意工夫により、履修の前提として要求される資質を適確に判定することが必要であること。
その際、口述・面接試験については、単なる人物審査に留まらず、コミュニケーション能力を含め履修に必要とされる資質を判定することが望ましい。
- 各法科大学院においては、各選抜方法により、どのような能力を判定しているのかという点に加え、出題の趣旨についても公表することが必要であること。
また、選抜方法の特性を考慮しつつ、配点や採点基準等を、客観的な判定が可能となるよう明確に定めるとともに、これらについても可能な限り公表することが必要であること。
- 各試験において、複数の者により採点を実施するなど、客観性を高める工夫が必要であること。
その際、法科大学院間での連携や、学外有識者の参画を求めることも考えられる。

なお、ガイドラインの在り方については、今後(28年3月の当『報告書』取りまとめ段階からみて)、各法科大学院の意見も踏まえながら、別途の会議体で、より具体的な検討を行うことが必要であるとしている。

○ 入学者選抜の改善スケジュール

適性試験の在り方に関する今回の『報告書』では、適性試験を含めた法科大学院の入学者選抜の改善方策の実施は可能な限り早期であることが望ましいとしている。

今後、法科特別委での当『報告書』、とりわけ適性試験の“任意化”についての検討・議論や、ガイドラインの検討、策定が必要であり、入学者選抜の改善実施時期は“31年度入学者選抜”(30年夏頃から各法科大学院で順次実施)からということも考えられるという。

なお、適性試験の実施機関である適性試験管理委員会は28年5月、『適性試験に関する報告についての意見書』を法科特別委に提出している。『意見書』では、今回の報告について、「いきなり任意化(事実上の廃止)を提言することには飛躍があると言わざるを得ない」／「議論を重ね慎重に結論を出すべき問題である」などとしている。



＜「予備試験」の実施状況＞

○ 「司法試験」受験への“例外的ルート”

司法試験の受験資格が得られる「司法試験予備試験」(以下、予備試験)は、旧司法試験(18年～23年まで新司法試験と並行実施)の廃止に伴い、23年から実施されている。

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な法律に関する実務を積んでいるなどの理

由により法科大学院を經由しない者にも法曹資格を取得する道を開くために設けられた、いわば「司法試験」受験への“例外的ルート”といえる。

予備試験は、短答式試験(5月)／論文式試験(7月)／口述試験(10月)の3段階で行われ、最終合格発表は11月上旬。予備試験合格者は、法科大学院修了者と同等の資格で翌年から司法試験の受験が可能で、受験回数等も次のように法科大学院修了者と同様の扱いである。

◆ 司法試験の受験回数等

法科大学院修了もしくは予備試験合格後、最初の4月1日から5年の期間内は司法試験を毎回(5年以内5回)受験することができる(改正司法試験法：26年10月1日施行)。

○ 「予備試験」出願者数・受験者数、26～28年の3年連続で「法科大学院」超え!

23年～28年までの6回にわたる予備試験の実施状況は、次のとおりである。(図9参照)

- ① 23年(第1回)：「予備試験」出願者数 8,971人／受験者数 6,477人(最初の短答式試験。以下、同)／最終合格者数 116人。合格率(最終合格者数÷短答式受験者数。以下、同)は“1.8%”と、旧司法試験の合格率(17年までの単独実施時の合格率は2～3%台)よりも厳しい“超難関”試験であった。
- ② 24年(第2回)：「予備試験」出願者数 9,118人(前年比1.6%増)／受験者数 7,183人(同10.9%増)／最終合格者数 219人(同88.8%増)。合格率は23年より1.2ポイント上昇の3.0%に伸びた。
- ③ 25年(第3回)：「予備試験」出願者数 1万1,255人(前年比23.4%増)／受験者数 9,224人(同28.4%増)／最終合格者数 351人(同60.3%増)。合格率は24年より0.8ポイント上昇の3.8%。出願者数は初の1万人の大台に乗り、25年度法科大学院の志願者数1万3,924人に迫る勢いであった。
- ④ 26年(第4回)：「予備試験」出願者数 1万2,622人(前年比12.1%増)／受験者数 1万347人(同12.2%増)／最終合格者数 356人(同1.4%増)。合格率は3.4%で、25年より0.4ポイント下降。出願者数、受験者数とも26年度法科大学院の志願者数(1万1,450人)と受験者数(1万267人)を初めて上回った。
- ⑤ 27年(第5回)：「予備試験」出願者数 1万2,543人(前年比0.6%減)／受験者数 1万334人(同0.1%減)／最終合格者数 394人(同1.4%増)。合格率は3.8%で、26年より0.4ポイント上昇。出願者数、受験者数とも初めて前年度より僅かに減少したものの、受験者数は2年連続1万人台を維持した。
- ⑥ 28年(第6回)：「予備試験」出願者数 1万2,767人(前年比1.8%増)／受験者数 1万441人(同1.0%増。速報値)。出願者数、受験者数とも2年ぶりに増加した。

また、28年「予備試験」の出願者数、受験者数は、28年度「法科大学院」の志願者数(8,274人)と受験者数(7,528人)をともに上回り、3年連続で“法科大学院超え”となっている。

<「予備試験」受験者・合格者の実態>

- 法科大学院「適性試験」実受験者数“約3,600人”／「予備試験」受験者数“約1万人”
法科大学院の志願者は前述したように、現行では法学既修・未修に関わらず、適性試験

を受験しなければならない。出題内容は論理的判断力／分析的判断力／長文読解力／表現力の4部構成で、法科大学院入試の出願時に試験成績を提出する。

各法科大学院では適性試験の統一的な入学最低基準点について、中教審の法科特別委の『21年改善方策』（21年4月）の提言を受け、22年度以降は適性試験の総受験者の“下位15%程度”に該当する受験者層の成績を目安として設定しているようである。

この適性試験の実受験者数(適性試験は年2回受験可能)と予備試験の受験者数(28年は速報値)の推移は、次のとおりである。

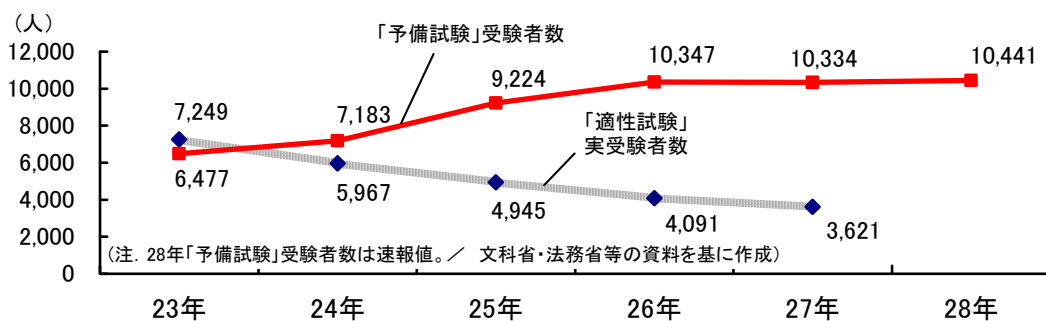
- ① 「適性試験」実受験者数：23年 7,249人 → 24年 5,967人(前年比 17.7%減) → 25年 4,945人(同 17.1%減) → 26年 4,091人(同 17.3%減) → 27年 3,621人(同 11.5%減)。
- ② 「予備試験」受験者数：23年 6,477人 → 24年 7,183人(前年比 10.9%増) → 25年 9,224人(同 28.4%増) → 26年 1万347人(同 12.2%増) → 27年 1万334人(同 0.1%減) → 28年 1万441人(同 1.0%増)。

27年の適性試験の実受験者数は約3,600人で毎年減少しているものの、24年～26年までの“毎年17%台の減少率”に歯止めがかかっている。

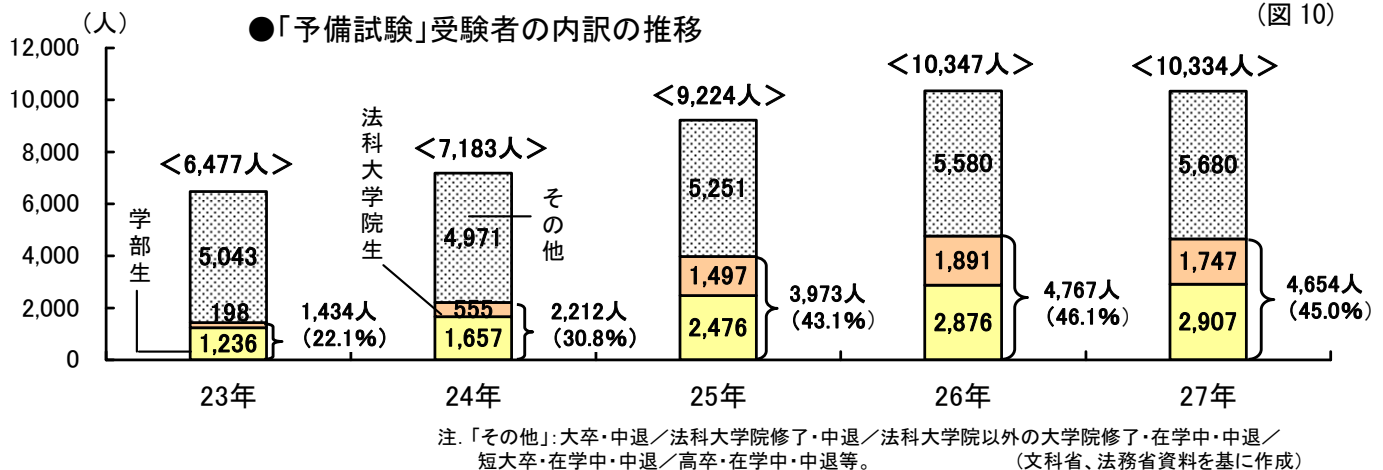
一方、予備試験の受験者数は26年以降、毎年1万人超を維持して法科大学院の受験者数を上回っているが、“頭打ち”状態にある。

また、予備試験の受験者増は26年まで、「学部在学中」と「法科大学院在学中」（いずれも出願時。以下、同）の学生受験者によるものであったことが目立つ。(図9・図10参照)

●適性試験 VS. 予備試験 受験者数の推移 (図9)



●「予備試験」受験者の内訳の推移 (図10)



○「予備試験」受験者・合格者の内訳の推移

◆ 受験者数：27年の学部生・法科大学院生の占有率、初の“下降”

予備試験の受験者の内訳をみると、「学部在学中」と「法科大学院在学中」の全受験者数に占める割合(占有率)は、23年 22.1% → 24年 30.8% → 25年 43.1% → 26年 46.1% → 27年 45.0%と、23年～26年まで毎年上昇していた。27年は前年比 1.1 ポイントダウンの 45.0%で、初めて下降に転じた。

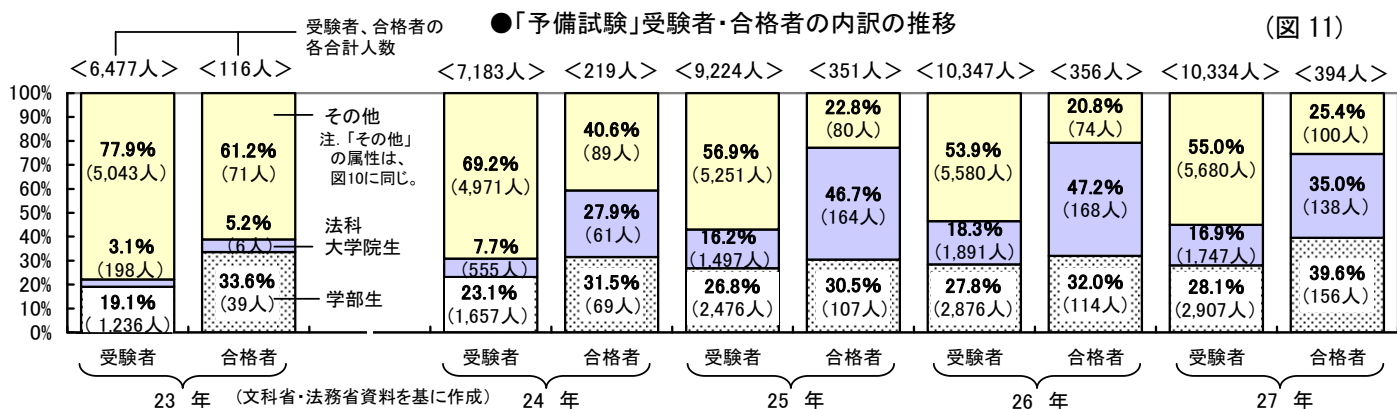
ただ、学部生に限ると、受験者数、受験占有率とも過去最大である。(図 11 参照)

◆ 合格者数：学部生の占有率“約 40%”、過去最大 / 法科大学院生“30%台”に下降

予備試験の合格者の内訳(占有率)をみると、「学部在学中」の割合は 26 年まで全合格者数の 30%台前半で推移していたが、27年は 39.6%と、約 40%まで上昇した。

一方、「法科大学院在学中」の割合は 23年 5.2% → 24年 27.9% → 25年 46.7% → 26年 47.2% と上昇傾向にあったが、27年は 35.0%に下降し、学部生と入れ替わった。

なお、27年「予備試験」合格者数は 394 人(合格率 3.8%)であるが、そのうち、予備試験の出願時に「学部在学中」であった者は 156 人(合格者数に占める割合 39.6%：合格率 5.4%)、「法科大学院在学中」の者は 138 人(同 35.0%：合格率 7.9%)であった。予備試験の合格率は、法科大学院在学学生の方が学部在学学生より 1.5 倍ほど高い。(図 11 参照)



<「法科大学院」修了者の多様なキャリア>

法科大学院は、グローバル化の進展などによる社会・経済の変貌に伴い、弁護士・裁判官・検察官といった法曹の量的増大と質的な多様化・高度化の高まりが想定される中で、司法試験という“点”のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた“プロセス”としての法曹養成制度の中核として 10 年余りに創設された。

しかし、当初想定されていた司法試験合格率の低迷、法科大学院の志願者減、募集停止校の増加、弁護士の就職難など、法科大学院を取り巻く環境は厳しい状況にある。

他方、これまでに輩出された修了者たちは、従来の法曹像とは異なる新たなキャリアを切り開き、企業や公的機関の法務部門などでの活躍が評価され、注目されている。

法化社会においては、司法の担い手である法科大学院修了者を様々な分野で受け入れていくことが大事だ。

(2015. 06. 大塚)